

(仮称)北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

主な内容(案)

【家庭的保育事業等とは】

地域型保育事業のことをいい、原則3歳未満児を対象とし、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つがあります。

* 各事業の入所児童数

家庭的保育事業	5人以下	事業所内保育事業	特に制限はない
小規模保育事業	6～19人(C型は6～10人)	居宅訪問型保育事業	基本は1名：1名

【省令の概要】

国では以下の内容について基準を設定しています。 * 項目を抜粋

* 下線を引いた項目は、従うべき基準を含むものです。(それ以外は参酌すべき基準です)

家庭的保育事業者等の一般原則

保育所等との連携

家庭的保育事業者等と非常災害

家庭的保育事業者等の職員の一般的要件

家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等

他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準

子どもの適切な処遇

衛生管理

食事

食事の特例

利用乳幼児及び職員の健康診断

家庭的保育事業所等内部の規程

備える帳簿

秘密保持等

苦情への対応

【4事業の具体的な国の基準】

		家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
			A型	B型	C型		
職員数・ 資格要件	職員数	0～2歳児 3:1 補助者を置く場合5:2	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 左記以外に+1名			0～2歳児 3:1 補助者を置く場合5:2	0～2歳児 1:1
	保育従事者	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	保育士	保育士1/2以上(保育士以外には必要な研修を実施)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	定員20名以上～保育所と同様 定員19名以下～小規模保育所A・B型と同様、保育士1/2以上	家庭的保育者
給食(自園調理)	給食	自園調理(連携施設からの搬入可能)					-
	設備	調理設備				定員20名以上～調理室 定員19名以下～調理設備	-
	職員	調理員(連携施設からの搬入を行う場合は不要)					-
設備	居室	保育を行う専用居室	0・1歳児は乳児室又はほふく室、2歳児は保育室			-	
	屋外遊戯場	適当な広さの庭(代替地可)	2歳以上児の数×3.3㎡の広さ(代替地可)			-	
面積	居室	3.3㎡/名 (最小面積9.9㎡)	乳児室・ほふく室 3.3㎡/名 保育室(2歳以上)1.98㎡/名		乳児室・ほふく室・保育室 3.3㎡/名	定員20名以上～保育所と同様 定員19名以下～小規模保育所A・B型と同様	
	屋外遊戯場	3.3㎡/名(2歳以上の場合)					-
連携施設等	連携施設	連携施設の設定が必要				定員19名以下の場合、連携施設の設定が必要	-
	嘱託医	自ら確保する場合、連携は不要(連携施設の嘱託医に対して連携を介して委嘱することも可能)					-

【条例で定める基準の基本的な考え方】

より高い保育の質を確保するため、国の基準に対し下記の事項の上乗せを行います。これ以外については、省令と異なる基準とすべき地域特性などがいないため、基本的には省令どおりの内容とします。

(家庭的保育者の資格について)

国の基準	北広島市の基準
必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識を有すると市長が認めるもの	必要な研修を修了した保育士

施設の設置者はその運営にあたって、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有してはならないことを、独自の基準として追加します。